

日本カナダ学会学術賞に関する規程

2014年10月4日制定

(学術賞の制定)

第1条 日本カナダ学会は、カナダ研究に関して、次の各号に定める学術賞を設ける。

- (1) 日本カナダ学会賞
- (2) 日本カナダ学会研究奨励賞

(日本カナダ学会賞)

第2条 日本カナダ学会賞は、日本におけるカナダ研究の優れた成果を顕彰し、カナダ研究の発展に資することを目的として、カナダに関する優れた邦語書籍及びその著者に対して、これを授与する。

2 日本カナダ学会賞は、次の各号に定める賞からなるものとする。

- (1) 学会賞
 - (2) 学会特別賞（翻訳書）
- 3 この規程に定めるところを除き、日本カナダ学会賞については、理事会が別に定める。

(日本カナダ学会研究奨励賞)

第3条 日本カナダ学会研究奨励賞は、日本におけるカナダ研究の促進と研究者の育成を目的として、カナダに関する優れた研究論文及びその著者に対して、これを授与する。

2 日本カナダ学会研究奨励賞は、次の各号に定める賞からなるものとする。

- (1) 最優秀論文賞
- (2) 優秀論文賞

3 この規程に定めるところを除き、日本カナダ学会研究奨励賞については、理事会が別に定める。

(改正)

第4条 この規程の改正は、総会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2014年10月5日から施行する。ただし、第1回の日本カナダ学会賞の授与は、2016年度に開催される年次研究大会で行うものとする。
- 2 この規程の施行前に日本カナダ学会が授与した日本カナダ学会研究奨励賞は、この規程による日本カナダ学会研究奨励賞とみなし、募集及び授与の回数は、通算するものとする。
- 3 この規程の施行前に日本カナダ学会が授与した日本カナダ学会研究奨励賞のうち最優秀論文賞又は優秀論文賞の名称が付記されているものについては、それぞれ第3条第2項各号に定める最優秀論文賞又は優秀論文賞とみなす。
- 4 この規程の施行前に日本カナダ学会が授与した日本カナダ学会研究奨励賞のうち佳作の名称が付記されているものについては、第3条第2項第2号に定める優秀論文賞とみなす。